

2-1 設定登録料の納付期限（その期間延長）

設定登録料は、登録査定の送達後30日以内に納付してください。

特許庁に備える商標登録原簿に商標権を設定登録するための登録料は、商標登録をすべき旨の「登録査定」又は「審決」の謄本が出願人の手元に届いた日の翌日から30日以内に納付してください。商標登録料は、設定登録を受ける際には、区分（指定商品又は役務の区分）の数に所定の金額（[産業財産権関係料金一覧](#)）を乗じて得た額を納付することになります。

期間内に設定登録料の納付がなされない場合は、特許庁長官は、その出願を却下することができるので、権利化する必要があるのであれば期間管理に十分な注意を払ってください。（[2-7 登録料を納付しなかった場合](#)をご覧ください）

登録料の納付期限は納付すべき者の請求により延長することができます。

登録査定の到達後30日以内に設定登録料を納付できない方は、その期間内に「[期間延長請求書](#)」（[商標法第41条第2項](#)）を提出することにより、納付期限を30日延長できます。請求には2,100円の手数料が必要です。

また、平成28年4月1日からは、商標法に関するシンガポール条約（STLT）加入に伴い、登録査定の送達後30日以内（同法第41条2項による期間の延長があったときには、延長後の期間内）に設定登録料が納付できないとき、その期間が経過した後2ヶ月以内であれば、「[期間延長請求書](#)」（[同法第41条第3項](#)）を提出することにより、設定登録料の納付が認められるようになりました。請求には4,200円の手数料が必要です。

延長された期間内に設定登録料を納付しなかった場合は、出願が却下されることとなります。

期間延長請求書

手続をすべき期間の延長をしたい場合の期間延長請求書の作成方法です。

期間延長請求書に記載すべき主な項目の概要は、次のとおりです。

(1) 商標法第41条第2項の規定に基づく納付期限30日延長

【書類名】 期間延長請求書
【提出日】 平成 年 月 日
【あて先】 特許庁長官殿

【事件の表示】

【出願番号】 商願 ー

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代表者】 (法人のみ記載してください。)

請求人についてそれぞれの項目を記載してください。また、必ず押印してください。

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

代理人がいる場合に記載してください。必ず押印してください。

【発送番号】

【請求の内容】

商標法第41条第2項の規定による商標登録料納付期限の30日延長

(2100円)

特 許

印 紙

(2) 商標法第41条第3項の規定に基づく納付期限2ヶ月延長

【書類名】 期間延長請求書（期間徒過）

【提出日】 平成 年 月 日

【あて先】 特許庁長官殿

【事件の表示】

【出願番号】 商願 -

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代表者】 (法人のみ記載してください。)

請求人についてそれぞれの項目を記載してください。また、必ず押印してください。

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

代理人がいる場合に記載してください。必ず押印してください。

【発送番号】

【請求の内容】

商標法第41条第3項の規定による商標登録料納付期限の2ヶ月延長

(4200円)

特許

印紙

〈この記事に関するお問い合わせ先〉

特許庁審査業務部審査業務登録室 商標担当

電話 03-3581-1101 内線 2712~2713

e-mail [お問い合わせフォーム](#)